

施工技術総合研究所施設貸与取扱要領

		昭和47年9月1日
		施工総研達第10号
〔沿革〕	昭和54年	1月1日改正（イ）
	昭和61年	5月1日改正（ロ）
	平成10年	6月1日改正（ハ）
	平成14年	11月1日改正（ニ）
	平成20年	11月1日改正（ホ）
	平成25年	7月1日改正（ヘ）
	平成26年	6月1日改正（ト）
	平成29年	1月1日改正（チ）
	平成30年	4月1日改正（リ）
	平成31年	4月1日改正（ヌ）
	令和5年	7月1日改正（ル）
	令和7年	6月1日改正（ヲ）

（総 則）

第1条 施工技術総合研究所（以下、「研究所」という。）が所有する試験研究施設（以下、「施設」という。）を研究所以外の者へ貸与する場合の取扱いについては、この要領に定めるところによる。

（貸与の範囲）

第2条 研究所は、本来の試験研究業務に支障のない範囲内において、原則として、次の順位により貸与を認めるものとする。

1. 一般社団法人日本建設機械施工協会の団体会員および支部団体会員たる法人
2. 上記以外の建設機械および関連機器産業の法人
3. その他研究所長が適当と認めるもの

（貸与施設の内容）

第3条 貸与を行なう施設は、原則として別紙1に定める施設とする。

（借受の手続）

第4条 研究所の施設の貸与を受けようとするものは、原則として貸与を希望する日の7日前までに別紙2に定める様式の施設貸与申込書を研究所長宛に提出するものとする。

2 次の場合については、前項の定めによらず別紙4に定める手続きによるものとする。

テストフィールドおよび模擬トンネルの貸与を希望する場合

施設の改変や施設内において構造物の構築を希望する場合

長期（原則として1か月以上）に亘って貸与を希望する場合

3 研究所は、貸与を認めるときは、施設の貸与を受けるもの（以下、「借受者」という。）に、別紙3に定める承諾書を発行する。

4 借受者は、貸与を受ける前日までに別紙5に定める名簿を提出するものとする。

(借受者の遵守事項)

- 第5条 借受者は、研究所担当者の指示に従い施設を使用するとともに、労働安全衛生法等の関係法令および研究所の定める規程を遵守し、安全確保および危険防止について万全を期すものとする。
- 2 借受者は、貸与を受けた施設を善良な管理者の注意をもって維持管理（清掃、除草を含む）を行うものとする。
- 3 貸与中の業務に関する一切の責任は借受者が負うものとし、当該施設を使用するにあたり、法令に基づく届出および地域住民等との調整が必要な場合は、借受者がこれを実施するとともに、その結果を速やかに研究所担当者に報告するものとする。
- 4 借受者は、当該施設を転貸または担保に供してはならないものとする。
- 5 借受者は、当該施設を滅失または毀損したときは、遅滞なくその事由を付して研究所担当者に報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

- 第6条 借受者は、自己の責に帰する事由により、当該施設の全部または一部を滅失または毀損したときは、損害額に相当する金額を損害賠償として研究所に支払うものとする。ただし、借受者が自己の負担において補填し当該施設を原状に回復した場合はこの限りでない。

(原状回復)

- 第7条 借受者は、施設貸与期間が満了したときは、当該施設を原状に回復して返還するものとする。ただし、研究所が特に承認したときはこの限りでない。

(使用料等)

- 第8条 借受者は、施設の損傷負担金その他として次の経費を研究所に納入するものとする。
1. 施設貸与料
別紙6のとおり。
 2. 指導料等
借受者の依頼により研究所が施設の使用に関する指導等を実施した場合は、それに関わった研究所職員の人件費（間接原価、一般管理費を含む）。
 3. 直接経費
材料費、燃料費および貸与機器類の損料等の実費。

(その他)

- 第9条 この要領に定めのない事項については、その都度研究所長と借受者において協議して定めるものとする。

附 則

この達は、昭和47年9月1日から実施する。

附 則（イ）

この達は、昭和54年1月1日から実施する。

附 則（ロ）

この達は、昭和61年5月1日から実施する。

附 則（ハ）

この達は、平成10年6月1日から実施する。

附 則（ニ）

この達は、平成14年11月1日から実施する。

附 則（ホ）

この達は、平成20年11月1日から実施する。

附 則（ヘ）

この達は、平成25年7月1日から実施する。

附 則（ト）

この達は、平成26年6月1日から実施する。

附 則（チ）

この達は、平成29年1月1日から実施する。

附 則（リ）

この達は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（ヌ）

この達は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（ル）

この達は、令和5年7月1日から実施する。

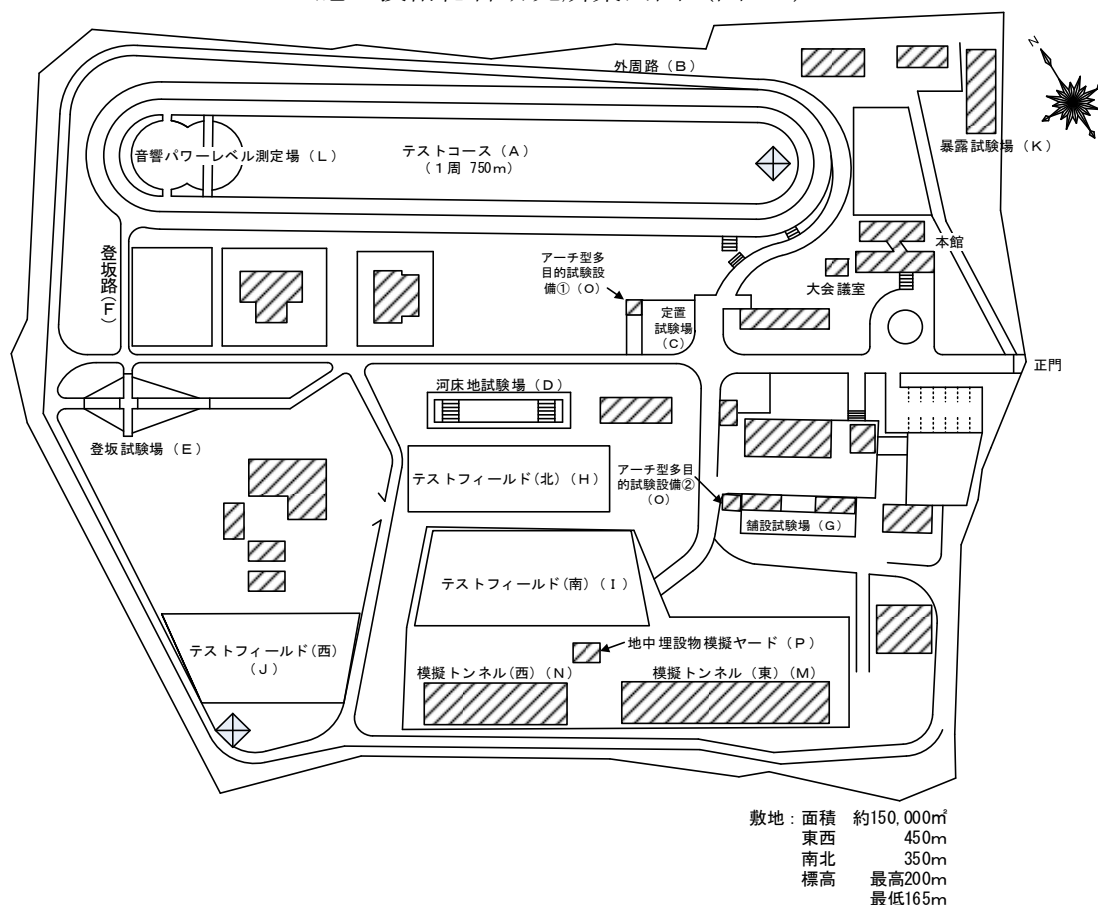
附 則（ヲ）

この達は、令和7年6月1日から実施する。

施工技術総合研究所施設の概要

	施 設 名	概 要
A	テ ス ト コ ー ス	けん引、走行試験（カーブ内最高速度20km/h） 一周750m、コンクリート舗装道幅5m、砂利道幅7.5m
B	外 周 路	砂利道（最高速度30km/h）
C	定 置 試 験 場	コンクリート舗装
D	河 床 地 試 験 場	コンクリート製プール 幅10m×長60m×深1.5m
E	登 坂 試 験 場	傾斜角度 20°（コンクリート舗装）、25°、30°、35°（未舗装）
F	登 坂 路	傾斜角度 7°（アスファルト舗装）
G	舗 設 試 験 場	幅11m×長60m
H	テストフィールド（北）	土工機械等の各種試験を実施するための試験場 2,100㎡
I	テストフィールド（南）	土工機械等の各種試験を実施するための試験場 4,000㎡
J	テストフィールド（西）	土工機械等の各種試験を実施するための試験場 2,000㎡
K	暴 露 試 験 場	コンクリート等の長期的な耐久性を把握するための試験場
L	音 響 パ ワ ー レ ベ ル 測 定 場	ISO 6393, 6395に準拠した騒音測定場
M	模 擬 ト ン ネ ル （ 東 ）	延長80m、高7.1m、最大幅11.2m
N	模 擬 ト ン ネ ル （ 西 ）	延長55m、高6.9m、最大幅10m
O	アーチ型多目的試験設備	延長9.7m、高6.4m、幅11.7m
P	地中埋設物模擬ヤード	

施工技術総合研究所案内図（図-1）



施 設 貸 与 申 込 書

年 月 日

一般社団法人日本建設機械施工協会
施 工 技 術 総 合 研 究 所 長 殿

住 所 〒

氏 名 また は 名 称

代 表 者 名 印

担当者氏名・所属

電 話 番 号

施工技術総合研究所施設貸与要領に基づき下記のとおり施設の貸与を申し込み
ます。

記

1 . 業務の目的および概要

2 . 業務の希望期間 自 : 年 月 日
至 : 年 月 日

3 . 貸与希望の施設名

4 . その他の希望事項（貸与希望機器等）

〔 注 〕 2 部 提 出

別紙 3

施 設 貸 与 承 諾 書

年 月 日

御 中

静岡県富士市大淵 3154 番地
一般社団法人日本建設機械施工協会
施 工 技 術 総 合 研 究 所
所 長 真 下 英 人

年 月 日付け申し込みのありました施設貸与につきましては、
下記のとおり承諾いたします。

記

1.施 設 名

2.貸与期間 自： 年 月 日
至： 年 月 日

3.特記事項

4.担 当 者

以 上

別紙 4

施工技術総合研究所施設貸与取扱要領（以下、「要領」という。）第 5 条第 2 項に定める手続きについては、次のとおり定めるものとする。

第 1 条 施設の貸与を受けようとするもの（以下、「借受希望者」という。）は、原則として借受を希望する日の 1 ヶ月前までに「作業（試験）計画書」（以下、「計画書」という。）を提出するものとする。

2 計画書には、下記項目の内容を記載するものとし、様式は自由とする。なお、施設の改変や施設内において構造物を構築する場合は、貸与期間内において現状復旧を行うことを基本とし、その点を考慮した計画書とする。

（ 1 ） 作業（試験）概要

（ 2 ） 概略工程

（ 3 ） 貸与を希望する施設および範囲（機械や設備の組立等が必要とされる場合、その作業想定ヤードと使用機械および配置概要含む）

（ 4 ） 施設改変および構造物構築等の有無と、有の場合における概要および復旧方針

第 2 条 研究所は、原則として計画書提出後 7 日以内に貸与の可否および契約方法について事前審査を行うものとする。審査の結果、問題がないと判断した場合は、貸与の承認および契約方法について借受希望者へ通知する。

2 研究所は、事前審査の結果、問題が指摘された場合は、借受希望者にその指摘事項について計画書の修正を求めるものとする。なお、再審査の結果、計画書の指摘事項が修正されていないと判断した場合は、施設貸与は行わないものとする。

3 借受希望者は、第 1 項の通知を受けたときは、要領第 5 条第 1 項に基づく施設貸与申込書の提出を行うものとする。なお、事前審査の結果、契約方法を賃貸借契約とする場合は、研究所の定める様式により賃貸借契約を締結するものとする。

作業員名簿

会社名：

責任者名：

責任者連絡先（携帯電話番号）：

氏名	年令	住	所	血液型	作業に必要とする資格等	入場年月日	退場予定年月日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日
						令和 年 月 日	令和 年 月 日

注) 当研究所は、個人情報 を適切に管理し第三者に開示いたしません。

施 設 賃 与 料

施 設 名	会 員		非 会 員		備 考
	一 日	半 日	一 日	半 日	
テ ス ト コ ー ス	108,000	54,000	129,600	64,800	コンクリート道および砂利道
外 周 路	56,000	28,000	67,200	33,600	
定 置 試 験 場	32,000	16,000	38,400	19,200	
河 床 地 試 験 場	229,000	114,500	274,800	137,400	
登 坂 試 験 場	65,000	32,500	78,000	39,000	
登 坂 路	33,000	16,500	39,600	19,800	
舗 設 試 験 場	56,000	28,000	67,200	33,600	
テ ス ト フ ィ ー ル ド (北)・(南)・(西)	50/㎡	25/㎡	60/㎡	30/㎡	
暴 露 試 験 場	月当り 110/㎡	—	月当り 130/㎡	—	
音 響 ハ ー レ ベ ル 測 定 場	62,000	31,000	74,400	37,200	
模 擬 ト ン ネ ル (東)	80,000	40,000	96,000	48,000	試験内容により貸与料の変更あり
模 擬 ト ン ネ ル (西)	50,000	25,000	60,000	30,000	試験内容により貸与料の変更あり
アーチ型多目的試験設備	10,000	5,000	12,000	6,000	
地中埋設物模擬ヤード	60,000	30,000	72,000	36,000	

注 1. 一日当りとは、原則として8時30分より17時までとし、半日当りとは、8時30分より12時まで、または13時より17時までとする。

注 2. 土曜日、日曜日、祝日及び休業日の施設使用料については、定額の50%増しとする。

注 3. 本料金表は、標準的な使用条件で料金を計算しているので、使用方法、使用時間帯および使用時間によって、個別に料金を定めるものとする。

注 4. 試験研究用施設の借受者が会議室を使用する場合の料金は、下記のとおりとする。

会 議 室 名	会 員		非 会 員		備 考
	一 日	半 日	一 日	半 日	
大 会 議 室	21,000	10,500	25,200	12,600	
第 1 会 議 室	5,000	2,500	6,000	3,000	
第 2 ・ 第 3 会 議 室	2,500	1,250	3,000	1,500	